

特別養護老人ホーム 八橋（介護予防）短期入所生活介護基本利用料金表

	算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①（介護予防）短期入所生活介護サービス費3割負担額	個室	1569円	1947円	2088円	2292円	2514円	2724円	2928円	
②（介護予防）短期入所生活介護サービス費加算3割負担額	機能訓練体制配置	入居者ごとに個別の計画や目標を設定し、関連業種が共同して運動機能が低下しないよう、適度な運動指導を行います。							
		36円							
	サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上を満たしています。							
		66円							
	夜勤職員配置加算				夜勤職員を2ユニットで1名以上配置します。				
					54円				
	看護体制加算(I)				常勤の看護師を1名以上配置します。				
	12円								
看護体制加算(II)				介護職員及び看護職員における24時間の連絡・対応体制に関する取り決めを整備し、入居者に対する観察項目の標準化を行います。					
				24円					
看護体制加算(III)				看護体制加算Iを満たし、利用者総数のうち、要介護3以上の割合が100分の70以上に達した場合に算定致します。					
				36円					
看護体制加算(IV)				看護体制加算IIを満たし、利用者総数のうち、要介護3以上の割合が100分の70以上に達した場合に算定致します。					
				69円					
③食費負担限度額	第1段階	300円							
	第2段階	600円							
	第3段階①	1,000円			第3段階②	1,300円			
	第4段階	1,630円							
④居住費負担限度額	第1段階	820円							
	第2段階	820円							
	第3段階	1,310円							
	第4段階	2,570円							
利用負担額合計 (①+②+③+④) (看護体制加算Ⅲ、Ⅳ算定)	第1段階	2,791円	3,169円	3,469円	3,673円	3,895円	4,105円	4,309円	
	第2段階	3,091円	3,469円	3,769円	3,973円	4,195円	4,405円	4,609円	
	第3段階①	3,981円	4,359円	4,659円	4,863円	5,085円	5,295円	5,499円	
	第3段階②	4,281円	4,659円	4,959円	5,163円	5,385円	5,595円	5,799円	
	第4段階	5,871円	6,249円	6,549円	6,753円	6,975円	7,185円	7,389円	

※オムツ代・日常の洗濯代は、施設サービス費に含まれます。

※その他の介護給付サービス加算

- ★介護職員処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数を加算。
- ★介護職員等特定処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に2.7%を乗じた単位数を加算。
- ・療養食加算・・・24円/回（療養食〈糖尿病食、腎臓病食、貧血食等〉を提供した場合 1日につき3回を限度）
- ・送迎加算・・・552円（片道につき）
- ・若年性認知症利用者受入加算・360円/日
- ・認知症専門ケア加算(I)・・・9円/日
- ・新型コロナウイルス感染症対策・・・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、所定単位数に0.1%を乗じた単位数を加算。

※その他の日常生活費

日用品費(ティッシュ、歯ブラシ、化粧品等)、理美容代(顔そり660円～1500円、カット2000円～2200円、パーマ5500円等) 外部クリーニング代、医療費、インフルエンザ予防接種代金、電気代(テレビ、充電器などの個人家電製品)など

「食費及び居住費（滞在費）負担限度額の段階について」

- 第1段階:市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護世帯の方。
- 第2段階:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方。かつ預貯金などが単身で650万円（夫婦で1650万円）以下。
- 第3段階①:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方。かつ預貯金などが単身で550万円（夫婦で1550万円）以下。
- 第3段階②:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方。かつ預貯金などが単身で500万円（夫婦で1500万円）以下。
- 第4段階:上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方を含みます。）